

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

## 要綱

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十八

号）の施行期日は、平成二十七年十二月一日とすること。